

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 10 日

一般社団法人日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

物資の流通の効率化に関する法律の来年度施行に係る政省令の公布について
(周知依頼)

厚生労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」による改正後の「物資の流通の効率化に関する法律」に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から、全ての荷主（トラック運送事業を利用する事業者）に対して、①積載効率の向上等、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮に取り組む努力義務が課されました。

さらに、令和 8 年 4 月 1 日から、一定規模以上の荷主は届け出て、特定荷主として指定を受け、上記①～③の物流の効率化に向けて取り組むべき措置に関して中長期計画の提出や定期報告、物流統括管理者の選任を行う義務が課されます。

※連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部等）にも荷主に準じる規制が課されます。

令和 8 年 4 月 1 日の施行に向けて、今般、令和 7 年 8 月 8 日に「物資の流通の効率化に関する法律施行令」を改正し、特定荷主となる荷主の規模について、年間取扱貨物重量 9 万トン以上と定め、また同月 29 日に「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令」等を制定し、特定荷主制度に関する取扱貨物重量の算定方法や、提出物の様式等を規定しました。

つきましては、令和 8 年 4 月 1 日からの法施行の適確な実施に向けて、別紙「物資の流通の効率化に関する法律の来年度施行に係る政省令の公布について」を荷主事業団体の長宛てに連絡いたしました。

貴会におかれましても御了知いただくとともに、貴会員病院等に対し周知の御協力をお願いいたします。